



多元集団社会 : その必然性・体系的性・問題性(水野 武博士記念号)

野尻, 武敏

(Citation)

国民経済雑誌, 142(5):74-98

(Issue Date)

1980-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00172551>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00172551>



多元集団社会——その必然性・ 体系性・問題性

野 尻 武 敏

序：多元社会論争

社会的弱者——組織化——民主化とは、いまでもよくおこなわれる関連づけである。だが、組織集団化をめぐる、「圧力団体」「カゲの政府」「民主主義の空洞化」などと指弾もされはじめてすでに長い。人々の組織集団化が広汎に進み社会の全体が利益諸団体によって大きく動かされるようになってきたことによる。いずれにしても現代の民主制社会では、この変化は社会経済形成にも決定的な事実である。

にもかかわらずわが国の少なくとも経済学界では、これを正面から取りあげた研究は乏しい。海外の議論の展開を思うと奇妙にさえ映る。² 末尾の関連文献からも知られるように、例えば西側ドイツ語圏では、この問題は戦後ほどなく注目をよび、60年代には広汎な議論をひろげ、70年代にはそれを組み入れた「新しい政治経済学」の体系化の試みも生んできた。そしてこれらを通してなされてきた論議はしばしば「団体論争」(Verbandsdiskussion)といわれる。が、実質はむしろ多元社会論争の性質が強い。利益諸団体 (Verbände) そのものよりも、その社会的諸作用、したがってそれら諸団体によって大きく動かされるいわゆる多元社会 (pluralistische Gesellschaft) ないしは多元団体社会 (pluralistische

1 すなわち „pressure group“, „unsichtbare Regierung“, „Aushöhlung der Demokratie durch die Verbände“, など。あるいはよくこうもいわれる。「ロビイイズム」(lobbyism), 「国家の解体」(Montage des Staates), 「団体大公国」(Verbandsherzogtümer), 「新しい封建体制」(Neofeudalismus) など。Cf. Tuchteldt [33], S. 72.; Ders. [34], S. 79.

Verbandsgesellschaft) の体系構成や諸問題が争点となってきたからである。

ところで論争においては、当然のことながら論調は2つに分かれてきた。利益団体形成のポジティブな効果を重視する「団体擁護論」とそのネガティブな作用を強調する「団体批判論」である。が、共通した点が少なくとも2つある。³

第1に、民主制社会での団体形成の必然性の承認は基本の前提となり、諸団体の存在理由を否定するものはない。

第2に、したがって、意見の分かれるのはその機能の評価についてとなるが、賛否両論は完全に対立するものではなくしばしば強調点の違いにすぎなくなってくる。

こうしてこの論争においては、組織化に万能薬を見いだすような素朴な団体擁護論は存在しない。まったく同様に、集団組織の一般的な排除を考えるような単純な批判論も存在しない。

以下、多元集団社会化の必然性・体系性ならびに問題性にかんして、私見の若干を加えながら主要な議論を私なりに整理してみたいと思う。もっとも筆者は、これまでも2、3関連の論考を示しており、この稿ではそれらと重複がで⁴てくる。予めおことわりしておきたい。

I. 多元集団社会化の必然性

ここに「多元集団社会」とは、すでに明らかなように、さまざまな任意の利益諸団体が形成されそれらによって実質的に大きく動かされるようになった社会のことである。だからここにいう多元性は、まずなによりも諸団体の多元性 (Verbändepluralismus) したがってまた利害や価値観の多元性 (Interessen- oder

2 おそらくこれは、いわゆる「近経」と「マル経」に2分されてきた観のある戦後わが国の経済学の状況と無関係ではあるまい。こうしたなかにあって、60年代からの難波田春夫教授の一連の仕事は、この問題を正面にすえた独自の研究として唯一の例外をなすように思われる。同教授『危機の哲学』（経済往来社、1974年）ほかを見よ。

3 Cf. Tuchtfeldt [34], S. 82; Ders. [33], S. 72.

4 「多元社会化と国家の実質」（本誌、130巻1号）、「政策主体としての現代国家」（同、132巻6号）、「民主主義と経済秩序」（同、136巻4号）などである。

Wertpluralismus) をさす。⁵

多元集団形成の必然性

ブリーフスその他の論者も指摘するところだが、⁶このような多元集団社会への動きは近代の個の解放と個人主義的社会形成の必然の帰結だったといっている。

1) もともと、純粹に個人主義の社会など、完全に全体主義の社会と同様に、思惟の世界のほかには存在しない。人は本来、個人的であると同時に社会的、社会的であると同時に個人的である。そしてなんらの媒介もなしに人は国家とあい対するわけではなく、人がまず生きまず形成する社会は、家族共同体であれ職能団体であれ、まずみずからに近い社会集団でありその連合体である。ここに人間社会は本質的に多元的な構成となる。このことだけによっても、あらゆる拘束からの個の解放を進めた近代の個人主義体系がやがて再び国家の介入を要求しはじめ中間的な諸団体の形成へと導かれてきたとしても、自然であろう。

2) もちろん近代には近代の歩みがあり、形成されてきた中間諸団体も、ほとんどが任意の自律的な利益団体である点に特徴をもつ。これを必然化した歴史的な諸契機は前稿でも見たところだが、いまそれを要約するなら次のように考えられる

1. 思想的には、個人主義的な近代を生みだした同じ精神が利益団体の形成にもその背景となる。わけでも、個々人の自然権、それももっぱら権利だけの主張（唯権利主義）、そして精神の自然主義化や世俗化（合理主義、物質主義）があげられる。これらは、近代の人間解放の運動が専制的・宗教的・共同体的な諸拘束からの個の解放運動であったことと対応するが、それらは、利益社会的な関係の支配を生みだし、利益諸団体の形成にもその精神的な土壌となる。

2. この土壌のうえに利益諸団体の形成を促した客観的な契機として、直接

⁵ Baerwald [1], S. 495.

⁶ Briefs [10], S. 17-24, 27-32.

間接に個の解放と結びあう少なくとも3つのものがあげられる。自由民主主義の政治体制、自由市場の経済体制、それに技術革新を介した産業化の進行である。

自由民主制は、自然の人権の承認とともに、契約や結社の自由をふくむ自由権の制度化をもって、組織集団化にも法制的な基礎をおいた。⁷

自由放任の市場競争においては、市場支配あるいは対抗力の強化のために組織集団化の動きが生ずるほか、⁸ 自利追求につきまとうエートス低下傾向——エートス・エントロピー——にたいする防止や抵抗の反対運動も単独では不可能で組織集団化を要求する。⁹

産業化の進展は、一般に技術化と組織化を上げ、生活の画一化や都市化を通して人々の生活の社会化を進める一方、分業の深まりや経済の複雑化から人々の利害関係の分岐を拡大し、これらもまた各種の利益団体の形成を促す。¹⁰

3. これらの客観的な契機に加えてさらに、組織集団化を正当化し価値的にそれを進めた主体的な要因がある。

1つは「社会的なるもの」(das Soziale)が優位する新しいエートスの醸成である。非人的な市場機構の支配や産業化の進行とともに個々人単独で解決できる問題領域が縮少してくるなかで、個人的な自由と自己責任の倫理原則よりも「社会的」な要求が掲げられ「社会的」な保障が求められてくるようになる。¹¹

7 ワイベルトは、「契約の自由」(Vertragsfreiheit)と「結社の自由」(Koalitionsfreiheit)を個人主義的自由主義に本質的な2つの自由要求となし、これによって組織集団化が促進されたとする。そうしてその組織集団化によって「個人主義的自由主義の社会」ことに「原子論的自由主義の経済」が変質してくることを指摘している。Cf. Weippert [36], S. 130.

8 これらからブルクハルトは、近代の利益諸団体は個人主義的な経済社会の「産物」(Produkt)となした(Burghardt [12], S. 233). なおブルクハルトは、そこから近代の利益団体は抗争的な「対抗団体」(Gegenverband)となることを強調し、この点に中世の職分団体との本質的な差異を見いだしている(Burghardt [12], S. 239-40).

9 これについては Briefs [10], S. 31-33; Willgerodt, H.: Grenzmoral und Wirtschaftsordnung. in: Broermann, J. / Herder-Dorneich, Ph. (Hrsg.): Soziale Verantwortung, Berlin 1968.

10 ワイベルトは多元集团社会化に関連して、高度産業社会化とともに「利害関係の分岐」(Interessendifferenzierung)が進み、自由主義的個人主義の「個々人の同質性」のテーゼがますます現実から遊離したものになってゆくことを強調する。Cf. Weippert [36], S. 135.

第2に、しかしそうした要求の価値的根拠をなしそれを推し進めたいっそう重要な要因として、近代民主主義思想の進展がある。近代民主主義の精神をなした万人の自然権の主張は、いまや自由の諸制度のもとに差別化の進む社会経済状況のもとにあっては、自由よりも平等の主張となり、政治だけでなく社会や経済の諸領域にも拡げられてくることになる。そして単独では弱いその権利要求を強化するためには、人々は集団をなし組織をかためる。この点においても、というよりもわけてもこの点において、組織集団化は近代民主主義の必然の帰結といえる。

以上のような精神的風土・客観的契機ならびに主体的要因を考えるならば、個人主義的な近代社会に組織集団化が進むのは必然といわねばならない。トゥーフツェルトの確定をいくらか拡張して、そこに「近代社会の自己法則的な力学」¹²を見いだすとしても、不当ではあるまい。

多元集团社会の形成過程

1) むろんその歴史過程は長い時間を要した。これも前稿でみたところだが、先進諸国での個人主義社会から多元集团社会へのこの歩みにはおよそ3つの段階を区別できる。¹³

第1段階：レッセ・フェール体系と利益団体の散発的形成。——利益諸団体の形成はレッセ・フェール体制の開始とともに始まる。だが19世紀の70年代にいたるまでは、個人主義的自由主義の風潮のもとに多くは抑圧され、そうでなくてもせいぜいトレランスの形で放置されたにすぎない。団体自体も散発的で影響力も限られたものにとどまっていた。

第2段階：利益団体の急増と干渉主義施策の増大。——1870年代から不況と

11 Briefs [10], S. 251 ff., 257.; Bender [3], S. 334-35.

12 正確にはトゥーフツェルトは「近代経済社会の自己法則的な力学」(die eigengesetzliche Dynamik der modernen Wirtschaftsgesellschaft) について語っている。Cf. Tuchtfeldt [33], S. 72.

13 ブリーフスは3つの「局面」(Phasen)を区分した(Briefs [10], S. 32-48)。この局面区分は経済政策の展開過程についてかねて筆者がとってきた時代区分(例えば拙著『一般経済政策論』有斐閣1965年、58ページ以下)とほぼ完全に一致する。以下の段階区分は両者の要約である。

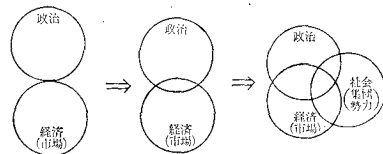
好況の大きな波のなかで利益諸団体の結成が活発となり、労組や協組には法的基礎も与えられ、経済への国家の積極的干渉も急増してくる。しかし、諸団体にはまだその場その場の補助的な組織集団の位置が与えられてきたにすぎず、経済への国家干渉も事後的・局所的ないわゆる「干渉主義」的施策にとどまっていた。とはいえ社会経済の調整機構にかんしては、これらはすでに、(市場機構の自動調節機能にもっぱら依存する) レッセ・フェール体系に変質が始まったことを意味する。

第3段階：利益諸団体の増強と多元集团社会の形成。——第1次大戦ののち、ことに大恐慌を境に、事態は大きく変わってくる。革新諸政党の進出、政党政治の拡大と得票競争の激化、そして非常事態に対処するためにとられた管理体系への諸団体の組入れの方策；これらを通して利益諸団体は急速にその地歩をかため、社会の全体をとともに動かすインテグラルな構成要素となる。同時に、かくて急伸する集団勢力にもおされて国家施策は急増してくるとともに、とりわけ大恐慌を機に国家干渉は社会経済の全般に及んで総合性と計画性を加えはじめる。

かくて、社会の多元集团化と「レッセ・フェールの終焉」(ケインズ)は決定的となるが、両大戦の間に生じたこの動きは第2次大戦ののちになって本格的となってくる。¹⁴

2) 以上の歩みをモデル化するならば、図のように示すこともできよう。

そしてこのようだとすれば、今日の多元集团社会は正確には2様の意味に



14 メスナーによれば、こうした多元集团社会が「完全に作動してくるのは第2次大戦ののちのことである」(Messner [24], S. 10). また、ピュッツはわれわれとは若干異なった時代区分をもって、多元集团社会への歩みを、19世紀末まで(第1期)、第2次大戦まで(第2期)、第2次大戦の後(第3期)と分けるが、ここでもまた、「経済社会の利益団体的な編成が行きわたり、国の経済政策や社会政策が広汎に利益団体によって方向づけられる」ようになるのは第2次大戦後の第3期のこととされている(Pütz [26], S. 249).

において多元的となる。1 つには既述のように、社会経済形成の現実を大きく動かす利益団体ないしは集团的利害が多様であるという意味において、いま 1 つには、社会経済形成を律する原理はもはや市場だけでないという意味において。第 1 は体系規定的な諸団体の、第 2 は体系形成原理の、多元性である。

II. 多元集团社会の社会経済体系

三重の経済体系

ではこの体系はどのように構成されるか。

1) さきの図のように、いわば 3 重の体系となるであろう。

1. 根本に各種の自由権が保障され市場的な経済形成が支配することは、ここでも変わりはない。経済主体はまず個別経済であり、その自由な経済活動を律するのは依然としてまず「市場メカニズム」(Marktmechanismus) である。

2. しかし、国家施策も広汎に広がり、経済形成も多くの部分が政治的ないしは政策的に実現される。ここに政治ないし政策の意思形成過程は経済形成にとっても決定的に重要となるが、この過程を律するのは民主制社会では基本的に「投票あるいは選挙のメカニズム」(Abstimmungs- oder Wahlmechanismus) である。

3. さらに多元集团化した今日の民主制社会では、市場が原子論的な競争市場でないと同様に政治もまた古典個人主義的な民主政治ではない。有力な利益諸団体が形成されそれらによって大きく動かされる。そしてこの場合、それらの諸団体は制度上公権力から独立であり、その行動は非権力的・集团的な交渉と合意に特色をもつ。ここに、公権的な国家干渉と異なるとともに非人的な市場調整とも区別される「集团交渉のメカニズム」(Gruppenverhandlungs-mechanismus) が、もう 1 つの調整機構として重要となってくる。¹⁵

2) 現代民主制社会の経済形成は、このようにして基本的に、ミクロ(個別経済)・マクロ(中央当局)・メゾ(利益団体)の 3 様の主体によって行われ、

15 Boettcher [7], S. 16.; Herder-Dornecih [17], S. 81 ff., 99.

市場・政治・集団勢力の3様の力学によって動かされる。

むろん要素的には、これらはいずれも近代民主制社会に始めから存在したともいえる。が、さきの段階モデルからも明らかなように、今日の新しい事態は、それらがどれも現実¹⁶に経済形成の全体を規定するようになってきたことにある。そうして現段階の特色としては、わけても利益諸団体が有力な現実規定力とし登場してきたこと、ブリーフスの適切な表現を移すなら諸団体が全体系のたんなる従属変数ではなくて「相対的独立変数」(eine relativ unabhängige Variable)の地位をもってきたことにある。

利益団体の位置と機能

いま、その利益団体の機能にかんしてここに重要と思われる2、3の点に注目しておこう。

1) この場合まず利益団体の性格が問題となるだろうが、具体的にはこれはむろん一様ではない。経済にかかわりをもつ団体に限ってみても、第1次的に経済的な団体もあれば、第1次的には非経済的な団体もあり、企業の団体 (Unternehmensverbände) もあれば人的な団体 (Personenverbände) ¹⁷もある。そうしていずれにおいても、しばしば団体によって、利害は分かれるだけでなく対立的となり相反的ともなる。加えて、同種の団体でも国によって、歴史的・制度的その他の諸条件の違いとともに現実形態はさまざまに異なる。¹⁸

しかし、共通したいくつかの性質も存在する。ここでは、ブルクハルトとともに、特定の利害関係で結ばれ・政府機関や公的な政治団体から形式的には独立した・組織集団であることに注意しよう。¹⁹まず、特定の利害はこのばあい経

16 Briefs [10], S. 45-46.

17 この角度からの比較的まとまった分類に、トゥーフトフェルトの分類がある (Tuchtfeldt [34], S. 80)。それによれば、次のように類別される。

A. 企業団体……①カムメル、②市場団体 (カルテル、使用者団体、協同組合、等)、③専門団体 (特定分野、特定目的のための各種の企業団体)。

B. 人的団体……労働者、消費者、市民、あるいは地主や難民や戦災者などの諸団体。

18 Cf. bes. Briefs [10], Buchholz [11], Burghardt [12], Pütz [26], Werner [40]. なお、これらの類別や関連の議論については、内山隆夫「経済団体の概念と機能」(久留米大学、産業経済研究、20巻3/4号)が詳しい。

済的ないし準経済的な利害となるが、いずれにしても全人的ではなく部分的な利害である。そして、そのような部分的な目的にかんしてなんらかの持続的な協力関係をもち組織を有する。つまり利益団体は、任意の部分目的的な組織集団である。さらに、法制上はもともと私法的な団体であり、国家機関や政党から少なくとも形式的には独立の自律的な組織体である。これらをもって民主制社会での利益団体は、中世社会や中央管理社会での中間組織とは性格を異にする。

2) ところで利益団体の結成はこのように一定の部分的な利益に導かれるが、いっそう正確にはそれによって利益の達成力の強化が図られるためである。この計算は2様でありうる。組織集団化を通して自分の利益のよりよき達成が想定される場合がその1、それによって自分の利益のより有効な防衛が期待される場合がその2である。²⁰ いずれにしても団体の結成は力の形成ないしは強化となる。そしてこの力の行使が団体の活動となる。

こうして団体活動が現われてくることになるが、内容的には諸団体の違いとともにこれもまた各種各様である。が、ここでも一般的な若干の類別は可能である。利益諸団体の活動は、その対象あるいは方向にかんして、まず団体内と団体外、つまりはウチとソトとの2面の働きに分けることができよう。そうしてソトへの働きはさらにヨコとタテ（またはヨコとウエ）の2方向に区別できよう。前者は例えば他の諸団体や企業への、後者は政党や議会や政府への働きかけであり、一つは社会的、他は政治的な領域にかかわる。

むろん、区分はいつでも便宜的な性質をもつ。が、中間組織体という利益団体の位置からしても、その活動、したがってきたその機能を、このようにウチ・ヨコ・タテの3方向に分けて考えるのは、適当であり有益でもあるように思われる。

19 Burghardt [12], S. 231-32. なお、以下の利益団体一般の社会学的な性格については、その詳細な分折として Weippert [36] を見よ。

20 ここからブルクハルトは、形成される力を「攻撃力」(Aggressionsmacht) と「防衛力」(Defensiv-macht) に区別する。Cf. Burghardt [12], S. 232, 237.

3) 利益団体は、個と全体、個別経済と中央当局の間に介在する中間組織体である。つまりはいわゆる「中間団体」(corps intermediaires)であり「媒介機能」(intermediäre Funktion)をもつ「連結環」(Zwischenglied)の位置をしめる。²¹とすれば、社会経済の全体にしめるこの位置よりして利益団体には基本的に3つの関係が生じてくる。シタ・ヨコ・ウエの関係である。さきのウチ・ヨコ・タテの3様の機能区分はこれに対応する。²²

これらは、しかし、形のうえではどんな体制の中間組織体についてもいえることであろう。民主制社会での利益団体の特徴は、それが任意の自律的な組織集団たることにある。そこから民主制社会の利益団体の活動においては、中間組織一般のもつ「媒介機能」も特有の展開をすることになる。2つの点に注意しよう。

第1に、実際には互いに結びあうが、ウチでは自助、ヨコでは対抗、そしてタテの関連では要求の性質の機能が主となってくる。

第2に、利益団体は形式上は政党や政府機関から独立の私法的な団体でありながら、現実にはしばしば公的な機能もはたし半公法的な性質も帯びてくる。しばしば政府や自治体の諸施策の仲介や代行をなすほか、一般に直接・間接の影響力の行使をもって立法や行政を動かすからである。

多元集团社会の力学

さて、利益団体の拡大・強化とともに社会経済の調整機構として集団交渉のメカニズムも重要度を加えてくることは、すでにみた。このメカニズムは他の2つ(市場ならびに投票)のメカニズムと結んで利益団体の活動を律し、特徴的な動態のいくつかを生んでくる。

1) さきの3方向の機能とも関連して、次の3つはことに重要である。

1. 組織集団化は人々に、単独では不可能な力の強化をもたらす。だから、

21 Tuchteldt [34], S. 82.; Ders. [33], S. 76-7.; Burghardt [12], S. 239.

22 ワイベルトが, intraverbandlich, interverbandlich, ならびに extraverbandlich な3つの基本関係を区別したのも、ほぼこれにあたる。団体内, 団体間, 団体外とでも訳すべきであろうか。Cf. Weipert [36], S. 141-42.

また、組織集団化が進めば、社会経済形成にはそれだけ集団勢力的な決定の部分が増すことになる。別言すれば、市場法則、つまりは純粹の経済法則の作用がそれだけ制限あるいは変型されてくる。この関係はすでに、利益諸団体が急増しはじめる前世紀の末いらい、おもに労使の団体交渉に関連して取りあげられてきたところである。理論面でも今世紀の初めには例えばベーム・バヴェルク²³の研究なども現われている。

2. 組織集団化による力の強化は、ヨコの関係ではことに対抗や抗争の力の強化となる。ここに、ある支配勢力にたいしてはやがて別の対抗勢力が形成され、それをもって新しい市場関係も生じてくる。こんにち有力な利益団体をなしている労働組合、農民団体、中小企業協同組合、消費者団体などの結成は、その多くがこの対抗力形成の力学を示している。周知のように、ガルブレイス²⁴が「拮抗力」の理論をもって強調したのがこれである。

3. このいわばヨコの力学と同時にタテの力学も生じてくる。ここでは組織集団化は要求力の強化となり、大衆化した民主制のもとでは人々は組織化とその拡大をもって要求に要求を重ね、社会の全体がいわば1つの「要求社会」(Anspruchsgesellschaft)²⁵ともなる。そしてこの場合、組織集団行動においては、総じて責任意識は稀薄となり要求のみが合成されてゆく傾向が生ずる。他方、多党議会民主制のもとに諸政党はいずれも得票の極大化を追い求めるため、大衆の集団的な諸要求にたいしては、与党は可能なかぎりこれを容れようとし野党はしばしばそれを煽る。これらからこのタテの要求拡大の運動は、それ自体にはチェック機構が欠けることになる。このタテの力学も一部はすでにシュムペーター²⁶の注目したところである。

23 Böhme-Bawerk, E. V.: Macht oder ökonomisches Gesetz? in: *Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung*, Bd. 23, 1914.

24 Galbraith, J. K.: *American Capitalism. The Concept of Countervailing Power*, Boston 1952.

25 Küng, E.: *Wohlstand und Wohlfahrt. Von der Konsumgesellschaft zur Kulturgesellschaft*, Tübingen 1972, S. 152 f.; Cf. Utz, F. A.: *Zwischen Heoliberalismus und Neomarxismus*, Köln / Bonn 1975, S. 46.

26 Schumpeter, J. A.: *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd ed., New York 1950, p. 269 ff., 284 ff.

2) ところで、自力の強化、非市場的な経済形成要因の増大、対抗力の形成、要求の拡大等、これらの動態はすべて根底において、民主化ないし民主主義の大衆化の運動と無関係ではない。というよりも、それと結びあう。現代民主制社会にそうした動態をもたらした利益諸団体の形成と強大化は既述のように、万人の自然権の理念にたち唯権利主義的な近代民主主義の必然の帰結とも考えられるからである。

が、以上のかぎりでは評価はまだ早計だろう。力はそれ自体、善でも悪でもなく善にも悪にもなりうるからである。では、これらの力学は社会経済形成にどのような効果をもたらすか、次にそれを見てみよう。

III. 多元集团社会化の社会経済効果

これについては、今ではまったくネガティブに把える議論がないと同様に単純にポジティブに考える議論も存在しないことは、始めにふれた。が、それだけに議論は錯綜する。²⁸ここでは、利益団体のさきの3つの基本関係に應ずる3方向の機能区分にしたがって1つの概括を進めてみよう。

A. 多元集团社会化の社会経済成果

ポジティブな諸展開

1) ウチにたいしては、なによりもいわゆる自助の効果があげられる。共同の事業（購入・販売・生産・技術開発・福祉事業など）や共同の内部調整や共

27 トゥーフトフェルトによれば、利益団体そのものは「社会の原子力」(gesellschaftliche Atomkraft)のごときもの、「善」(das Gute)にも「悪」(das Böse)にもなりうるものであって、その制御はむづかしい (Tuchtfeldt [33], S. 78-9)

28 ちなみに、代表的な議論の整理の1つとして、かつてトゥーフトフェルトはキュングとともに、利益団体の機能に、「社会的」(gesellschaftlich)、「専門的」(fachlich)、「私経済的」(privatwirtschaftlich)ならびに「経済政策的」(wirtschaftspolitisch)な4群のものを区分し、前2者については問題は生ぜず問題の生ずるのは後の2群の機能についてとなした (Tuchtfeldt [33], S. 73-4)。第1は、人々の社会的・共同体的結合の促進、第2は専門的な情報や教育の助成、第3は自助的な機能、第4は経済政策への影響力の行使である。が、この区分も類別認識が混乱して論理的でなく、それに始めの2群の諸機能も直ちにポジティブにのみ評価できるものかどうか疑問を残す。

同の情報・教育活動等を通して、単独では期待できない共同の成果が達成されることである。別言すれば、単独では不可能な成員の諸能力の展張を助成することである。²⁹

これは、自由と自己責任の原則にたつ自由社会においては、原子論的な市場競争の圧力にたいして必要な場合、国家の介入に先だってまずとられるべき方向であろう。また、さきのような共同行為には、（展示会や助言や診断などもふくむ）共同の情報・教育活動のように、市場の不透明性や摩擦を緩和し市場競争促進的に作用するものも少なくない。さらに組織集団化を通して、孤立化し大衆化する人々のあいだに共同体的・人間的な関係が醸成されることもありうる。³⁰

2) ヨコの関連では、既述のように対抗力形成の力学が働く。ある支配勢力にたいしては集団化・組織化を通して対抗的な勢力が形成される。ここから多元集団社会では勢力のひとつの平衡化、一種の均衡が生じてくることになる。³¹

そしてこれとともにいくつかの重要な効果も招来される。まず、たんなる勢力的地位にもとづく独占的支配はそれだけ困難となり、新しい競争条件が創出されてくる。また分配面では、勢力の平衡化とともに所得の平準化傾向が進み、いわゆる「所得革命」が拡がってくる。さらに労働者や消費者が対抗力を強めることによって、ほんらい経済形成を律すべき労働や消費がその本来の「整序原理」的地位を回復する動きが助長される。³²

29 ピュッツは、経済的な利益団体の第1次的な機能を、「その成員の経済的能力の助成」(Förderung der wirtschaftlichen Leistungsfähigkeit ihrer Mitglieder)と「(国家、公衆ならびに他の諸団体にたいする)その成員のすべての経済的利益の代表」(Vertretung aller wirtschaftlichen Interessen ihrer Mitglieder)に見だしている(Pütz [26], S. 250)。われわれの区分によれば、前者はウチ、後者はソト(ヨコ、ウエ)への第1次的な機能ともいえるであろう。

30 Tuchtfieldt [33], S. 73-5.; Ders. [34], S. 81.; Weippert [36], S. 131-32. なお、キューング——トゥーフトフェルトの整理によれば、これら2つの効果は、それぞれ利益団体の「専門的」機能と「社会的」機能に類別されるものである(注28を見よ)。

31 これはガルブレイスによって指摘された点でもあるが、ピュッツは勢力の <ein Ausgleich, eine Balance> について語り、ワイベルトは多元集団社会が <eine Tendenz zur Ausgewogenheit> を内有することを強調している(Pütz [26], S. 253.; Weippert [36], S. 130)。

32 Cf. Messner [24], S. 7.

3) タテの関連ではわけても要求機能が先にたつが、これにかんしては制度的ならびに社会学的な2つ面に注意しよう。

制度的には、ここではわけても諸団体の代表権能が重要となり、これに関連してさらに2様の効果を区別することができる。1つは、自己の利益にかかわるかぎりのこととなるが、立法や行政への協力が促進される。例えば諸団体による情報の提供、検査・監督・調停・仲裁等の一定の業務の代行などがあげられる。これらは、中央の業務の円滑化に資するとともに、当局の末端業務の煩瑣を軽減し、中央の細目干渉を排除する効果ももつ。もう1つは、自己の利益のより積極的な主張にかかわる協力であり、例えば公的あるいは準公的な委員会や協議会や審議会に参加して、当局と団体成員の双方に情報を仲介し・法案や施策策定に意見を表明し・提案をなすなどの活動があげられる。これらは同時に民主化の推進ともなる。³³

諸団体の要求機能は、しかし、政党や公衆への働きかけなども通して、さらに一般的な形で現われる。このため多元集団社会は著しく動態的となり、そこから成長促進的な諸作用ももたらされてくることになる。多元集団社会が「要求社会」となること、そしてこの要求社会の力学そのものにはチェック機構が欠けることは、さきにのべた。大衆民主主義社会では、人々は組織集団化を通して要求力を固め諸要求を重ねる一方、選挙のメカニズムで動く政党政府は可能ながぎりそれを認めてゆかねばならないからである。ここに要求は、例えば、職場の保障（完全雇用）から生活の保障（社会保障）ミニマムの保障からオプティマムの保障へと拡大する。そしてこれに対応してゆくためには、政府は企業と同様に、絶えず経済の拡張を図ってゆくほかはなくなる。こうして経済の成長が促進され社会はいわゆる「福祉社会」へと推し進められることになる。戦後の民主制社会の高速の経済成長と「福祉社会」化には、このような社会動学が決定的に作用したと考えられる。

33 Pütz [26], S. 253.; Tuchteldt [34], S. 81-2.; Ders. [33], S. 75-7.

共同善促進効果

主要なポジティブ効果は以上のようにまとめられる。いずれにしても現代の民主制社会では、全体の利益つまりは共同の善 (Gemeinwohl) は利益団体の介入を無視しては考えられない。メスナーによれば、今日の「多元社会では共同善は決定的に諸集団の影響力行使を通して実現される³⁴」のである。如上の効果はすべて共同善を促進する作用をもつが、いまこの共同善の観点からそれらをまとめるなら次のようにも要約できよう。

1. 自由秩序保持効果。——多元集団化は自由社会の個人的ならびに（結社の自由や自律協約のごとき）社会的な諸権利を前提し、自律的な団体の自律的な諸活動は国家の権力介入を排除する効果をもつ。

2. 公正促進機能。——勢力の平衡化、所得の平準化、雇用政策や福祉政策の優位化、労働や消費の地位の強化、これらは公正促進的な機能として一括できよう。

3. 成長促進機能。——作用してくる要求社会の力学から政府は不断の拡張政策を余儀なくされ、同様のことはミクロ・レベルでも生じて、経済成長が促進される。

4. 民主化促進効果。——個人と国家のあいだに介入して成員の利益を代表するとともに社会的な勢力の平衡化をもたらす利益諸団体の形成は、個人主義的・形式的な自由民主主義を実質化し民主化を推進する機能をもつ。

B. 多元集団社会化の社会経済問題

自由社会ではしかし、組織集団化は両刃の剣となる。ポジティブにもネガティブにも働きうる。集団組織には一般に「自己増殖のドラング」が内在し、それに組織集団化した自由社会は「多元集団レッセ・フェール」(Laissez-faire-Plu-

34 Messner [23], S. 90. なお、共同善からする以下のまとめでは、メスナーの指摘が参考にされている。Cf. auch Messner [24], S. 7.

35 Weippert [36], S. 136. ワイペルト自身は、集団組織の「自己主張のドラング」(Selbstbehauptungsdrang) や自己「拡張のドラング」(Entfaltungsdrang) について語っている。

ralismus)³⁶の社会となる。そしてそのような「多元集団レッセ・フェールのもとにあっては利益関心は絶えず度をこす (sich übernehmen)³⁷ 危険をもつ」。ここに諸団体とその利益主張の拡大にはいつも共同善によっておかれる限界をこえる可能性があり、そうなると共同善促進的な力学 (Gemeinwohldynamik) は逆の力学 (Gegendynamik)³⁸に転ずることとなる。

ネガティブな諸展開

1) 組織集団化は、ウチでは、共同体的・人間的な交わりというより、新たな非人間化をもたらす危険もある。利益団体は本質的に利益社会的な結合であり、そうした団体の集団行動においては自利が先にたって責任は稀薄となる。それにどんな集団組織もしばしば成員から遊離し自己増殖と官僚化を深める傾きをまぬがれることはできないからである。

また、共同の事業や共同の調整による自助活動はつねに、自助の範囲をこえて市場支配のカルテル行為に進み不当な市場圧力の排除をこえて市場競争そのものを阻害するにいたる危険を内にもつ。

以上と関連してもう1つ、組織集団化は一般に成員の安定化には資するが成長にはネガティブに作用する場合が多い。組織は拡大するとともに官僚化し硬直化する傾きをもつほか、集団行為はこれを強化しようとするればいつでも限界成員の要求に合わせていかねばならなくなるからである。

2) ヨコの関係では、つねに勢力の均衡化がもたらされるとは限らない。利益団体に支配するのはいつでも利益関心や勢力関心であり、生じうる力の均衡も不安定な一種の「流動均衡」(Fliess-Gleichgewicht)³⁹である。それに、誰もが同じように自らを組織できるわけではなく、組織できたとしてもその力は同じではない。

これらからまず、新しい社会的格差が生ずる。客観的あるいは主体的な諸理

36 <Laissez-faire-Pluralismus> とはブリーフスの造語である。Cf. Briefs [9].

37・38 Messner [24], S. 7.

39 Weippert [36], S. 131.

由から自らを組織できない人々は数多く存在し、組織化からいわばく落ちこぼれる>これらの人々は新しい社会的な弱者層を形成してくる。さらに組織できたとしても諸団体のあいだには性格や規模や指導者とともに力に差異があり、多元集団レッセ・フェールのなかで有力組織集団の支配力は増大する。ここに市場だけでなく社会の全体が寡占化してくることになる。

そしてこのような社会状況は、経済形成にさまざまな問題をひきおこす。物価面で寡占価格や管理価格の問題が現われる。賃金にかんしては不当な格差が消えないだけでなく、そうした社会状況のもとでの賃金形成は、ことに企業や産業に生産性格差が大きな場合、たえずインフレ傾向をもたらすことにもなる。いわゆる「分配インフレ」(Verteilungsinflation)である。そうして物価上昇にたいしては、強力な労組はふたたび(それもしばしば交渉相手の巨大企業とのくねあい)で賃上げをもってマイナス分を相殺できるが、他のグループはそれが全くあるいは不十分にしかできないままにふたたび物価上昇に見舞われる。さらにその際、抑制的なインフレ対策がとられると、生じうる雇用機会縮少の危険を通してここでも困難はすべて無組織ないし弱少組織の労働者に転嫁⁴⁰される。

3) タテの関連でも、危険は多くかつ大きい。ここでは問題は基本的に、既述の諸要求の拡大、ことにそのさい利益諸団体が「責任をとることなしに」政治領域に実質的に介入することから⁴¹くる。

まず、諸要求はだからまた絶えず拡大し、ミニマムの保障要求はオプティマムの保障要求に転じ、やがてなにもかもの面倒をみるのが理想の国家のような考えが支配してくる。このいわゆる「福祉国家」への動きは、しかし、ある限度をこえると、成長促進的とは逆に成長阻止的に作用するようになる。集団諸勢力におされて一律となりがちな過大保障は一般に意欲の減退をもたらすほ

40 Körner [22], S. 202, 207-9.; Boerwald [1], S. 500.

41 政治領域での根本問題は、カイザーが正しく定式化したように、政治機関の諸決定に利益団体が「国家権力の行使に責任をとることなしに」介入するという事実から生ずる (Tuchfeldt [34], S. 82). Cf. Kaiser [20], S. 242.

か、それにより過大消費と投資率の低下を通してそうでなければ可能であったはずの成長率の達成を妨げるだろうからである。⁴²

また、そうでなくても、組織化した大衆民主主義のもとでは、諸要求の不断の拡大は国家施策の不断の拡張を余儀なくし国費の不断の増大をもたらす。他方、人々は要求は重ねるが負担はできるだけ回避しようとし、諸政党は国費の増大にもかかわらず不人気の負担増は及ぶかぎり避けようとする。結果として、財政は絶えず不均衡に傾くはかばかなくなる。もっとも、経済が高速に成長できるあいだは、それでも破綻をまぬがれることはできる。しかし、内生的にせよ外生的にせよ経済にその力が失われてくると、他に変化のないがぎり、インフレやスタグフレーションとともに財政破綻も必至となる。同時に国家は、物価安定と完全雇用の深刻なトレード・オフに苦しみ、なおも高まる人々の諸要求をもはや有効に調整することはできなくなり、「潜在するラディカリズムが力をもち不寛容が拡大してくる」ことにもなる。つまりは、経済と社会が著しく安定性を欠いてくる危険がある。⁴³

さらに、そこまでゆかなくても、現代民主制社会には1つのパラドックスが生じてくる。利益諸団体の諸要求におされて国家施策は絶えず拡大するが、このことは、国家はますます干渉を拡張しながらその抑えはいよいよよきかなくなっていること、つまり国家の「活動」は増大しながらその「権威」と「統括力」は失墜していること、を意味するからである。⁴⁴このことは行政にも立法にもいえる。こんにち議員のいかに多くがその出自や背景を利益団体にもつかを考えてみるがよい。現代民主制社会の議会と利益団体のあいだには、一党独裁

42 Messner [24], S. 4, 8.

43 Cf. Schiller, K.: Stability and Growth as Objectives of Economic Policy . in: *The German Economic Review*, No. 3 (1967), 178, 179.; Körner [22], S. 208-9. なお、ケルナーはその箇所で、国家が、①物価安定と完全雇用のトレード・オフに陥り、②職場保障（完全雇用）が危くなり、③人的な再分配による社会保障の資力を欠いてくるところに、「福祉国家」の無能力化を指摘しその限界を見いだしている。

44 Cf. Eucken, W.: *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, Bern / Tübingen 1952, S. 325-32.; Briefe [10], S. 83 ff.; Willgerodt [43], S. 33 f.

社会での形式的な議会と実質的な党支配に似通った現象が現われている。⁴⁵そして有力な組織集団の現実の行動においては、しばしば法よりも力が優位する。

「カゲの政府」や利益団体による「国家の解体」などいわれるのはこれをさす。⁴⁶

そしてこれらとともに、多元集団社会のもつ民主化促進作用にも、つねに影の半面がつきまとうことになる。多元集団レッセ・フェールのなかで社会の全体が寡占化し、結局は少数の有力組織集団、もっと正確にはそのリーダーによって社会の全体が実質的に動かされてくる危険も随伴するからである。これを「集団無政府制」(Gruppenanarchie) と称した論者もある。⁴⁶一種の寡頭無政府制(Oligoanarchie) といったほうが適当かもしれない。いずれにしても、民主主義の実質化に寄与しうる多元集団社会化は逆に民主主義の空洞化を進める危険ももつ。

共同善阻害作用

ネガティブに評価される主要な諸展開は、以上のように考えられる。ここでも共同善の観点からこれらを要約するなら、次のようにまとめることもできよう。

1. 自由秩序阻害作用。——集団組織化の拡大とともに、自律的・自己責任的なつまりは人格的な生活と生活領域が萎縮し、寡占化が進み、こうして自由秩序に競争阻止的な諸要因が加わってくる。

2. 公正阻害作用。——多元集団レッセ・フェールのなかで少数の有力組織集団の支配が生じ、社会的・経済的に新しい従属階層が形成され、国民の全体が少数有力集団によって犠牲を強いられることも珍しくなくなる。

3. 安定成長阻害作用。——組織化はそれ自体成長阻止的な作用を内にもち、諸要求におされて進む保障施策の拡大も限度をこえると成長阻害的に作用してくる危険をはらみ、そうして要求社会の力学の支配するなかで成長の鈍化が生

45 Burghardt [12], S. 241. なお、ブルクハルトはそこで、「立法府に、憲法による上院と並んで(利益団体による)一種の下院が存在する」ともいっている。

46 注1をみよ。

46 Eucken: *Grundsätze*, S. 328-30.; Tuchtfeldt [33], S. 78.

ずると経済的・社会的に不安定が深まり困難が増す。

4. 民主化阻害作用。——平等の権利の保障を求めて諸要求が重ねられ、生活の全てを保障するのが国家の任務と考えられるほどに責任の転嫁が進むと、近代民主主義の理想をなした人格たる人間の解放ではなしにかえってその新たな疎外が生ずる。それぞれが権利を主張し、利害によって集団をなし組織をかため、さまざまな利益団体が形成されるなかで、やがて少数有力組織集団が全体を実質的に動かすようになると、民主主義の実質化よりもその空洞化の危険が増す。

IV. 多元集团社会と秩序政策

では、いかにすべきか。政策論はここでの問題ではないが、1, 2を付記して結びにかえよう。

- 1) 考えうる基本の秩序方向は3様でありうる。
1. 諸団体を切崩し、競争秩序を普遍化する。
2. それらを国家に吸収し、中央統制のもとにおく。
3. それらを生かし、有効な中間組織として新たに組みこむ。

体制理念としては、第1は原子論的な自由競争体制の選択、第2は全体主義的な中央管理体制の選択を意味して両極に対立する。が、自律的な中間団体の解消という点では共通しており、今日では両者ともに問題とならない。始めにのべたように、多元社会論争では、団体機能の評価に違いはあっても利益団体そのものの存在理由を否定する議論はないからである。事実、多元集团社会化の必然性にかんして見たところからしても、前者はおそらく非現実であり、後者は明らかに民主主義と対立し事態をいっそう非人間化するであろう。ここに選ばれる秩序方向は第3の方向となるほかはない。体制類型としては、したがって、こんにち民主制社会ですでに形成されているのと同じ3重の体系となるであろう。

- 2) そこで問題は、いかにすれば（自由を否定することなしに）諸問題をは

らむ利益諸団体を有効な中間組織として再編成できるか、つまり、どのようにすればネガティブな作用を抑えポジティブな作用を伸ばすことができるか、になってくる。

1. その原理は明白である。諸団体の個別利益（もしくは利益関心）が全体の利益（つまりは共同善）に合致してくること、あるいは諸団体の活動が共同善に照して＜度をこえない＞ものになってくること、でなければならないだろう。⁴⁷

しかしその方策を見いだすことは、ここでも、というよりここではいっそう困難である。⁴⁸第1に、そのときどきの共同善は経済的な側面の一部のほかは可測性をもたない。第2に、3重の体系の基礎づけは一元体制の場合よりもはるかに厄介となる。しかし、理論上の困難から在るべき秩序を放棄することはそれ自体論理の倒錯であろう。

2. ここに、関連の政策論的論議に示されてきた施策方向について2、3の例をあげておこう。

ビュッツはカイザーとともに2つの原則をたてた。第1に、国家から独立の諸団体が他集団や国家権力にたいして成員やそのグループの利益を守ることができる力をもつこと。第2に、国家は恣意的な組織力の行使から個人々人を守り、少数者の勢力の濫用から国民共同体を守るに十分なほど強力となること。⁴⁹

トゥーフトフェルトは秩序施策として、（いずれも政策形成にかかわる）①公開性の拡大、②広義の対抗力の助成、③参加方式の拡充、④国家干渉の一般基準の確定などをあげた。⁵⁰

47・48 Messner [24], S. 7. 10f.; Baerwald [1], S. 118.

49 Kaiser [20], S. 357; Pütz [26], S. 252-53. もっともビュッツは、利益諸集団の組織化が進み諸団体のあいだに公正な競争を通してある均衡が生ずるようにすべきだという第3の原則を補足している。が、これはおそらくカイザーの第1原則にふくめて考えることができよう。

50 Tuchtfeldt [34], S. 83-93. 内容的には、次のようなものが考えられている。

- ① 公開性の拡大……諸団体の政治活動の実態（例えば政党や選挙の財政など）の公開の拡大。
- ② 対抗力の助成……①対抗的な団体勢力の助成、②審議会等を通しての学問的批判力の強化、③贈賄など外からの誘いにたいする政策当局者の体質の強化、等。
- ③ 参加方式の拡充……①協議会、②合同専門委員会、③利益代表者会議、④中央経済協議会、等の制度化による、政策形成過程への諸団体の参加の推進。
- ④ 干渉基準の確立……助成・保障・等の国家の干渉施策についての一般基準の確定。

ケルナーはことに労使関係にかんし、労使集団双方での責任感と自己抑制態度の確立の必要を説き、助成施策として競争政策の強化とともに経営内および超経営的な共同決定と従業員の資本所有参加の制度化の有効性をあげている。⁵¹

3. これらにたち入るのはいまはその所でない。ただ共通した考えとして2つの点に注意しておこう。

第1に、利益諸団体が要求を重ねるだけのたんなる自利組織であることをやめ事情によっては自らを抑える自制組織ともなるべき方向が求められていること。

第2に、これを促進するものとして、公開性や対抗力や学問的抑制力といったいわば外からの規制力の助成とともに、各種の参加方式の制度化や拡充が考えられていること。

これらはいずれも、個人的・集团的な Individualismus とともに近代に支配してきた唯権利主義の超克への志向を意味するであろう。

多元集团社会関連文献

- [1] Baerwald, F.: Zur Theorie und Praxis des Pluralismus. in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 118 (1962).
- [2] Baskin, D.: American Pluralism: Theory, Practice and Ideology. in: *The Journal of Politics*, Vol. 32 (1970), No. 1.
- [3] Bender, B.: Rechtsstaat und Sozialstaat. Zur Dialektik des heutigen Verfassungsstaats. in: Briefs, G. (Hrsg.): *Laissez-faire-Pluralismus*, Berlin 1966.
- [4] Bernholz, P.: Freiheit, Staat und Wirtschaft: Auf der Suche nach einer neuen Ordnung. in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 133 (1977).
- [5] Blum, R.: Die Problematik systemkonformer Steuerung sozialer Systeme. in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 133 (1977).
- [6] Blümle, E. -B.: Zur Zielproblematik der Wirtschaftsverbände. Versuch einer Systematik. in: *Jahrbuch für Sozialwissenschaft*, Bd. 16 (1965), H. 3.
- [7] Boettcher, E.: *Kooperation und Demokratie in der Wirtschaft*, Tübingen 1974.
- [8] Boulding, K. E.: *The Organizational Revolution*, New York 1953.
- [9] Briefs, G. (Hrsg.): *Laissez-faire-Pluralismus. Demokratie und Wirtschaft des gegen-*

51 Körner [22], S. 211-13, 215.

wärtigen Zeitalters, Berlin 1966.

- [10] ———: Staat und Wirtschaft im Zeitalter der Interessenverbände. in: Briefs (Hrsg.): *Laissez-faire-Pluralismus*, 1966.
- [11] Buchholz, E.: *Die Wirtschaftsverbände in der Wirtschaftsgesellschaft. Eine Analyse ihres Ordnungs- und Selbsthilfesystems als Beitrag in einer Theorie der Wirtschaftsverbände*, Tübingen 1969.
- [12] Burghardt, A.: Zur Morphologie (moderner) Wirtschaftsverbände. in: Broermann, J. / Herder-Dorneich, Ph. (Hrsg.): *Soziale Verantwortung*, (Festgabe für Goetz Briefs), Berlin 1968.
- [13] Frickhöffer, W.: Selbstbestimmung, Konflikte und Herrschaftsgewalt in der pluralistischen Gesellschaft. in: Broermann / Herder-Dorneich (Hrsg.): *Soziale Verantwortung*, 1968.
- [14] Giersch, H.: Rationale Wirtschaftspolitik in der pluralistischen Gesellschaft. in: Schneider, E. (Hrsg.): *Rationale Wirtschaftspolitik und Planung in der Wirtschaft von heute* (Schriften des Vereins für Socialpolitik, N. F., Bd. 45), Berlin 1967.
- [15] Grochla, E.: *Betriebsverband und Verbandsbetrieb*, Berlin 1959.
- [16] Gruner, E.: Der Einbau der organisierten Interessen in den Staat. in: *Schweizerische Zeitschrift für Volkswirtschaft und Statistik*, Jg. 95 (1959).
- [17] Herder-Dorneich, Ph.: *Wirtschaftsordnungen. Pluralistische und dynamische Ordnungspolitik*, Berlin 1974.
- [18] ———: Anthropologie des pluralistischen Zeitalters. Antwort auf die Forderung nach einem neuen Menschenbild der Sozialwissenschaften. in: Broermann / Herder-Dorneich (Hrsg.): *Soziale Verantwortung*, 1968.
- [19] Hermens, F. A.: Wirtschaft, Wissenschaft und Demokratie. in: Broermann / Herder-Dorneich (Hrsg.): *Soziale Verantwortung*, 1968.
- [20] Kaiser, J. H.: *Repräsentation organisierter Interessen*, Berlin 1956.
- [21] Kleinhenz, G.: Interessenverbände und sozialstaatliche Wirtschaftspolitik. in: *Zeitschrift für Wirtschafts- und Sozialwissenschaften*, 93. Jg., 3. H. (1973).
- [22] Körner, H.: Grenzen des Wohlfahrtsstaats. in: Körner, H. / Meyer-Dohm, P. / Tuchtfeldt, E. / Uhlig, Ch. (Hrsg.): *Wirtschaftspolitik — Wissenschaft und politische Aufgabe*, Bern / Stuttgart 1976.
- [23] Messner, J.: *Der Funktionär. Seine Schlüsselstellung in der heutigen Gesellschaft*, Wien / München 1961.
- [24] ———: Das Gemeinwohl im Laissez-faire-Pluralismus. in: Broermann / Herder-Dorneich (Hrsg.): *Soziale Verantwortung*, 1968.
- [25] Pütz, Th.: Der Kompromiß in der Wirtschaftspolitik. in: Ohm, H. (Hrsg.): *Methoden und Probleme der Wirtschaftspolitik* (Gedächtnisschrift für Hans-Jürgen Seraphim), Berlin 1964.

- [26] ———: Die ordnungspolitische Problematik der Interessenverbände. in: *Jahrbuch für Sozialwissenschaft*, Bd. 11 (1960).
- [27] Rahmeyer, F.: *Pluralismus und rationale Wirtschaftspolitik*, Stuttgart / Berlin / Köln / Mainz 1974.
- [28] Röper, B.: Zur Frage nach den Trägern der Wirtschaftspolitik. in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 124, H. 4 (1968).
- [29] Rupp, H. H.: Konzertierte Aktion und freiheitlich-rechtsstaatliche Demokratie. in: Hoppmann, E. (Hrsg.): *Konzertierte Aktion. Kritische Beiträge zu einem Experiment*, Frankfurt a. M. 1971.
- [30] Schachtschabel, H. G.: Die sozialgeordnete Wirtschaft als Grundgestalt der Gegenwart. in: Ohm (Hrsg.): *Methoden und Probleme der Wirtschaftspolitik*, 1964.
- [31] Schneider, H. K.: Zielbestimmung für die Wirtschaftspolitik in der pluralistischen Gesellschaft. in: Besters, H. (Hrsg.): *Theoretische und institutionelle Grundlagen der Wirtschaftspolitik* (Festschrift für Theodor Wessels), Berlin 1967.
- [32] ———: *Die Interessenverbände*, 4. Aufl., München 1975.
- [33] Tuchtfeldt, E.: Wirtschaftspolitik und Verbände. in: *Hamburger Jahrbuch*, 1. Jahr (1956).
- [34] ———: Bemerkungen zur Verbandsdiskussion. in: *Jahrbuch für Sozialwissenschaft*, Bd. 13, H. 1 (1962).
- [35] Uthmann, K. J.: Institutionelle Formen der Zusammenarbeit zwischen Staat und Wirtschaftsverbänden im Ausland. in: Beutler, W. / Stein, G. / Wagner, H. (Hrsg.): *Der Staat und die Verbände*, Heidelberg 1957.
- [36] Weippert, G.: Zum Verständnis der verbandsstrukturierten Gesellschaft. in: Ohm (Hrsg.): *Methoden und Probleme der Wirtschaftspolitik*, 1964.
- [37] ———: „Vereinbarung“ als drittes Ordnungsprinzip. in: *Jahrbuch für Sozialwissenschaft*, Bd. 14, H. 3 (1963).
- [38] Werner, J.: *Die Wirtschaftsverbände in der Marktwirtschaft*, Zürich / St. Gallen 1957.
- [39] ———: Die Wirtschaftsverbände als Träger von Ordnungsfunktionen. in: Seraphim, H.-J. (Hrsg.): *Probleme der Willensbildung und der wirtschaftspolitischen Führung* (Schriften des Vereins für Socialpolitik, N. F., Bd. 19), Berlin 1959.
- [40] ———: Wirtschaftsverbände. in: *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd. 12, Stuttgart / Tübingen / Göttingen 1965.
- [41] ———: Funktionswandel der Wirtschaftsverbände durch die Konzertierte Aktion? in: Hoppmann (Hrsg.): *Konzertierte Aktion*, 1971.
- [42] Willgerodt, H.: Zum Problem der Wirtschaftsverbände, Zu Emil Küng, „Parteien und Verbände“. in: *ORDO*, Bd. 7, 1955.
- [43] ———: Laissez-faire-Pluralismus und das Problem der Staatsautorität.

in: *Wirtschaftspolitische Chronik*, 1968, H. 2/3.

[44] Wössner, J.: *Die ordnungspolitische Bedeutung des Verbandswesens*, Tübingen 1961.

[45] ———: Das Interesse als soziales Prinzip. Zur Soziologie des Verbandswesens. in: Broermann / Herder-Dorneich (Hrsg.): *Soziale Verantwortung*, 1968.